

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	補聴器引渡し後の改善命令	
根拠法令等及び条項	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金代理受領要綱第6条	
処分基準	根拠条項	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金代理受領要綱第6条
	参考事項	補装具費事務取扱指針
	設定等年月日	平成26年 2月14日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 補聴器の引渡し後、補装具業者の責めに帰すべきものと認められる補聴器に係る改善すべき箇所を発見した場合は、補装具業者に該当箇所を改善させることができる。</p> <p>災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的変化により生じた不適合、目的外使用又は取扱不良等のために生じた破損若しくは不適合（以下「災害等による破損等」という。）は、補装具業者の責任においてこれを改善するものとする。ただし、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表の修理基準に規定する調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、引渡し後3月以内に生じた破損等（災害等による破損等を除く。）を改善するものとする。</p>	